

概要書面

このサービスを利用する場合、この書面にある役務提供事業者との間で国際結婚概要書面を受諾し、入会契約を締結する必要があります。

役務提供者: 株式会社フォーライフJAPAN・アジア国際結婚学院
代表者: 直井 邦夫
所在地: 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3丁目3-2
電話番号: 03-5289-8312
メールアドレス: info@forlife-japan.co.jp

提供するサービス

提供するサービスは、弊社及び現地協力会社登録のベトナム人女性の紹介業務・お見合い業務・交際フォロー・成婚サポート業務となります。

お見合・交際での期間内役務提供人数の制限はありませんが、成婚サポート業務一人とさせていただきます。

提供する国内役務サービスの料金とお預かり時期(リモートお見合の場合)

国内役務サービス料金:1,375,000 円(税込み)

月会費・お見合い料は含みません。海外国際結婚の場合は、国内役務サービス料金以外に、現地渡航を行う場合には、飛行機代金・宿泊・現地ラウンド費用等が発生いたします。

《国内役務サービス料金》

	金額	適用	お預り時期
入会登録料	55,000 円	弊社サービスへの入会登録費用	入会申込時
月会費	16,500 円	毎月の活動費用	毎前月 25 日
お見合い料金	16,500 円	お見合一人当たりの費用	見合い予約
婚約成果報酬	1,320,000 円	見合で婚約者確定成果報酬	婚約確定

国内役務サービス料金には、月会費とお見合い料金は含まれません。

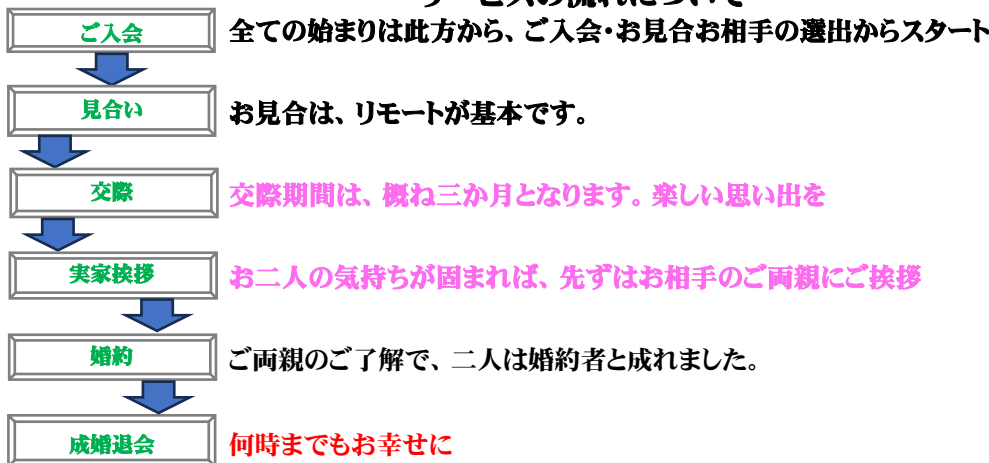
交際開始時に別途交際管理費が必要となります。

お見合はリモート見合いとなりますが、現地見合を希望の方はご相談ください。

ベトナム在住・日本在住に関わらず国内役務料金は同額となります。

費用は全て銀行振込となり振込手数料は会員様持ちとなります。

サービスの流れについて



お見合サービスについて

お見合サービスは、リモートお見合となります。

現地見合を希望する会員は追加費用を支払うことでお見合いは可能となります。

サービスの提供期間について

サービス提供内容は、会員入会から紹介・お見合・交際・成婚までの一気通貫のサービスとなります。サービス提供期間は、入会契約から1年間となります。

サービス提供期間内に成婚退会が実現出来ない場合、再契約とはせず月会費の支払いのみで会員ステータスの継続が可能です。(入会登録料の免除、見合い料・交際管理費用・婚約成果報酬は必要です。)

アフターフォローについて

成婚退会后、在日国際結婚の場合は6カ月、現地国際結婚の場合は12カ月のアフターフォローを無料の範囲で実施いたします。

アフターフォロー中は、国際結婚の手続き・奥様の在留資格の取得に関するアドバイスを行います。

アフターフォロー中も含め、交際・婚姻関係の継続責任等は含まれません。

「恋愛と結婚は当事者間の自由意志」の原則に従い、双方の意見を確認の上対応とします。

クーリング・オフについて

- | | |
|-----|--|
| 第1項 | 入会契約を締結された場合、入会契約書を受領した日を含む8日間は、書面又は電磁的記録により無条件に契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができます。申込(契約)者はクーリング・オフに伴う費用の請求、損害賠償、違約金等の負担義務は無く、弊社から請求されることもありません。 |
| 第2項 | 前項に記載した事項に拘わらず、弊社が解除に関する事項について不実のことを告げる行為により誤認をし、また、弊社が威迫をしたことにより困惑し、これによって契約の解除を行わなかった場合は、特定商取引に関する法律第48条第1項に定める書面を受領した日から8日間は、クーリング・オフを行うことができます。 |
| 第3項 | クーリング・オフの効力はクーリング・オフの書面又は電磁的記録を発信したときから生じます。
クーリング・オフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。
クーリング・オフが効力を生じた場合、既に提供サービス料の全額、又は一部(提供サービス料内金)を支払っている時は申込(契約)者に速やかにその金額を返還致します。
クーリング・オフが効力を生じた場合、既に何らかの役務を提供していても弊社からこれについての対価その他の金額の支払いを請求されることはありません。 |

中途解約のお知らせ

クーリング・オフに定める期間の経過後は、会員は自己の都合によって入会契約を中途解除でき、中途解除の場合、弊社は契約書に定めた内容で、会員に対して国際結婚コース料金を請求いたします。

中途解除に関しては、所定の手続きが必要となり、途中解除に伴う損金の取り扱いは以下の通りです。契約解除が役務提供開始後である場合、次の合計額とします。

- ① 提供された役務の対価に相当する額
- ② 解約に伴う損害金は、契約総額から既に提供された役務の対価を引いた残金額の20%か、政令で定められた上限額20,000円(消費税込み)のいずれか低い額

契約解除が役務提供開始前である場合も同様とします。

中途解約時に預かり費用が有る場合、サービスの未消化分は返金となります。

既に実施済み・手配済みのサービスに関しての返金は有りません。

交際中に途中解除を行う場合、その交際は解除されます。(お見合その他に関するキャンセルに関しては会員規約をご確認ください。)

お客様相談窓口・個人情報保護規程・会員規約は入会時の各書面に準じるものとします。

以上

2024年6月1日 制定